

2016年改正に伴う第4版への補遺

松宮 孝明

「Lesson35 司法作用に対する罪」（464頁以下）について、以下の記述を補充する。

司法に対する罪の刑の上限引上げ

2016年5月24日に成立した「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」により、刑法の中にある犯人蔵匿・証拠隠滅・証人等威迫の罪（103条から105条の2まで）の重罰化改正が行われた。これは、犯人蔵匿罪（刑法103条）および証拠隠滅罪（刑法104条）の法定刑（の上限）を「2年以下の懲役または20万円以下の罰金」から「3年以下の懲役または30万円以下の罰金」に引き上げ、証人等威迫罪（105条の2）の法定刑（の上限）を「1年以下の懲役または20万円以下の罰金」から「2年以下の懲役または30万円以下の罰金」に引き上げるものである。なお、これとあわせて、組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等の罪（「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」7条）の法定刑が「5年以下の懲役又は50万円以下の罰金」に引き上げられている。

その目的は、この改正によって成立した刑事訴訟法上の「捜査協力型合意制度」（「司法取引」の一種として改正後の刑事訴訟法350条の2以下に規定された制度で、検察官が被疑者・被告人に対して刑事責任を軽くすること又はその犯罪（の一部）について訴追しないことを約束し、その代わりに法廷で他人の犯罪関与について証言するもの）において、公判廷で出される証拠（証言内容）が「真正（＝真実）」なものであることを担保することにあるとされている（法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会「新たな刑事司法制度の構築についての調査審議の結果【案】〔改訂版〕」24頁（<http://www.moj.go.jp/content/000125177.pdf>））。

しかし、この改正に関しては、この重罰化によって公判廷での証言の真実性が担保されるよりも、むしろ、他人を冤罪に陥れる危険が大きくなることが懸念される。というのも、このような「合意」制度では、「他人の刑事事件」について証言することで他人に罪を負わせることが自己の利益になるので、少々の刑の加重ぐらいでは虚偽供述による自己の利益のほうがこれを上回ってしまうからである。また、奇妙なことに、このような巻き込み型冤罪に対しては偽証罪（刑法169条）や虚偽告訴罪（刑法172条）の法定刑引上げを考えるべきなのに、これらの罪の法定刑は改正されていない。加えて、犯人蔵匿罪や証拠隠滅罪では「自己庇護」は処罰されないし、捜査段階での虚偽供述一般を処罰することもできない（最決平成28・3・31刑集70・3・406は、「他人の刑事事件に関し、被疑者以外の者が捜査機関から参考人として取調べ（刑訴法223条1項）を受けた際、虚偽の供述をしたとしても、刑法104条の証拠を偽造した罪に当たるものではないと解され……その虚偽の供述内容が供述調書に録取される（刑訴法223条2項、198条3項ないし5項）などして、書面を含む記録媒体上に記録された場合であっても、そのことだけをもって、同罪に当たるといふこと

はできない。」と述べている)。

この改正では、主として刑事手続における「取調べの可視化」や「通信傍受対象犯罪の拡大」、「合意制度」の導入の是非をめぐって議論が戦わされたが、その際、この「司法制度に対する罪」の重罰化問題はあまり注目されなかった(もっとも、法制審議会の部会では、捜査段階における一般的な虚偽供述の処罰提案が斥けられており、その問題性は看過すべきでない)。しかし、この問題は、従来から、偽証罪による処罰の威嚇が、実際には、同罪についても公訴権を有する訴追側のみによって行われる結果、被告人に有利な真実の供述をしようとする者に対してこれを黙らせるという「機能」を有することに端を発している。ゆえに、偽証罪を含めて、これらの罪の訴追機関を中立的な第三者に委譲し、または、訴追は当該事件確定後に行うという法改正が必要である(この点は、Lesson35 § 4 1*において、「八海事件」事件等の実例を挙げて指摘した)。